

1

東京都鉄骨加工工場登録制度推進機構

1.1 制度の目的

この制度は、鉄骨加工工場が製作する鉄骨の品質の確保による安全性の追求と、効率的な施策による行政サービスの向上を目的としており、本制

度に登録すると、原則として建築大臣認定工場と同じように、建築確認の際に行う当該建築主事の物件ごとの判定を受ける必要がなくなる利点がある。

1.2 設置経緯

1982（昭和57）年、建設大臣認定実施に伴い、鉄工建設業協会・足立鉄骨工業会・山の手親鉄会・稲生鉄工会・八王子建築鉄骨事業協同組合（1982（昭和57）年当時の名称）が、東京都に対して「鉄骨加工業者の登録制度についての陳情書」を提出した。これを契機に、建設大臣認定の取得が困難な小規模鉄骨加工工場の技術向上を図ることもあり、東京都は1987（昭和62）年4月1日に「昭和56年建設省告示第1103号に基づく高度の品質を確保し得る作業方法の条件に関する東京都取扱要綱」を施行した。

この取扱要綱の運用は、「61都市建調第563号」において（社）鉄骨建設業協会、（社）全国鐵構工業連合会、（社）日本溶接協会の3団体で構成する「東京都鉄骨加工工場登録制度推進機構」を知事の指定する機関として定め、行政と民間の協力関係で行っている。そして、本機構の下に、下記を設置した。

運営会議（本機構全体を司る）

代表：藤田 譲

審査委員会（審査を行う）

委員長：藤本盛久、副委員長：羽倉弘人

業務委員会（制度の普及・改正を検討する）

委員長：平山悦朗

また、東京都独自の制度として、「62都市建調第127号」において「東京都鉄骨加工工場審査基準に基づく制度検査実施要領」を定め、年1回、物件に対する外観検査及び超音波探傷検査を義務づけた。これは、登録有効期間中、登録工場の技術水準が維持されているかどうかを確認するための制度（通称：制度検査）である。

なお、この検査を実施する機関（STIA）は、当協会が行っている「溶接構造物非破壊検査事業者等の技術種別認定（CIW認定）」の超音波検査部門の認定を取得していることが要件となっている。

これとは別に「63都市建調第214号」において、本機構はCランクの登録工場に義務づけられている技術講習会にかかわる指定機関とされている。

技術講習会は、登録工場の技術力の向上、品質保証体制の確立などを念頭に行っている。

1987(昭和62)年、第一次登録申請を受け付けるに当たっては、登録申請希望工場に対して本制度の説明会を開催し、また、審査委員などを対象に、審査シュミレーションを現場で行い、本審査に備えた。

1.3 業務内容

本制度への登録申請から登録までの流れは、図1.1のとおりである。

登録申請希望工場は、まず受付窓口である日本溶接協会東京都第一支部あるいは東京都第二支部に「東京都鉄骨加工工場登録(登録更新)申請書」をはじめとする書類を提出する。

提出された申請書類は、受付窓口並びに審査委員会において書類審査を行い、適合した場合は審査委員あるいは専門委員から工場調査を受ける。そして、審査委員あるいは専門委員から提出された工場調査表をもとに、審査委員会で審査を行い、結果を運営会議に諮る。

運営会議での決定事項は東京都へ報告され、東京都の担当者会議での判定後、適合工場には登録書が、不適合工場には不適合通知が交付される。

本制度に登録した工場には、鉄骨品質の信頼性の向上を目的に、毎年1回、技術講習会への参加、制度検査の合格を義務づけている。

1.4 活動状況

原則として年2回の登録業務、年1回の技術講習会の開催の他、より良い制度となるように東京都とともに時代に合った検討を重ねている。

1990(平成2)年1月28日に大阪で発生した事故に対し、「建設省住指発第76号」通達が出され、当該通達の周知徹底を図った。同年、本制度の普及を目指し「東京都鉄骨加工工場登録制度のしお

り」を作成した(写真1.1参照)。

1987(昭和62)年6月に第一次登録申請の受け付けを開始した。同年10月1日には、第一次登録の東京都知事登録書をAランク1社、Bランク4社、Cランク47社に授与した。なお、審査などで生じた不具合を解決するため、審査委員会などでは随時対応の検討を行っている。

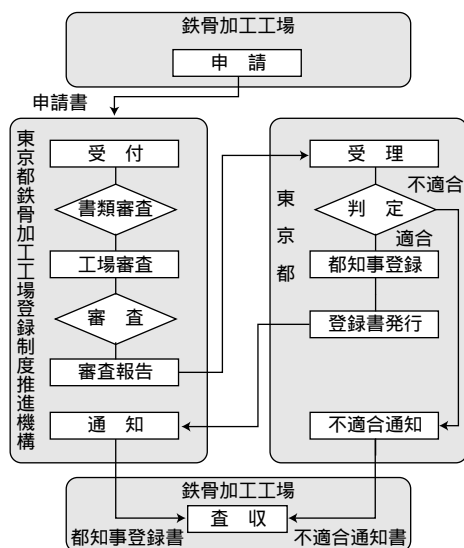


図1.1 本制度の登録申請から登録まで

登録して3年後には、更新手続が必要となり、更新登録申請から更新登録までの流れも、図1.1のとおりである。ただし、書類審査の段階で、技術講習会参加の有無、制度検査合格の有無を審査している。

り」を作成した(写真1.1参照)。

1991(平成3)年には、登録工場への効率の良い教育などを行うため、技術講習会のカリキュラムを定め、技術講習会のためのテキスト「鉄骨加工の手引き」を発行した(写真1.2参照)。1993(平成5)年には、同テキストの見直しを行い、第2版を発行した。

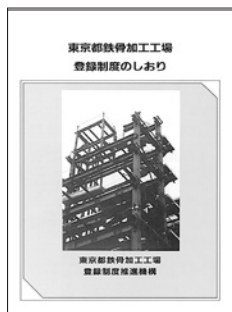


写真 1.1 「東京都鉄骨加工工場登録制度のしおり」

1992(平成4)年は、従来のAランクをA1, A2ランクに分け、登録工場の技術・設備・人員などの向上が図られ、登録工場のレベルアップの意識を高める。同年6月受付けの第11次登録より、A1, A2ランクの受付けを開始した。

同年5月8日には、設立5周年祝賀会を大々的に開催し、本制度の重要性をPRした。また、登録工場の意識を高めるために、登録制度に登録したことを示すプレートを作成して希望工場に貸与した。

「昭和56年建設省告示第1103号に基づく高度の品質を確保し得る作業方法の条件に関する東京都取扱要綱」が同年11月19日付で改正され、都市計画法及び建築基準法令の地域地区に関する制限が盛り込まれた。なお、1993(平成5)年12月から、Cランクに対する用途地域が期間限定で緩和された。

1996(平成8)年6月に用途地域の緩和期間が終了したが、1997(平成9)年にはB及びCランクの工場に対して用途地域の緩和が決定された。

1993(平成5)年6月受付けの第13次登録より、区役所構造担当者が工場調査に加わることとなり、効率的な施策による行政サービスの向上を浸透させた。

1997(平成9)年11月14日に、設立10周年祝賀会を開催し、永年登録工場(A1/1社, A2/2社, B/6社, C/31社)に対して表彰状を贈呈した。表彰の対象は、1997(平成9)年11月時点で3回以上連続更新した工場で9年以上継続登録した工場、あるいはランクアップの工場に関してはランクアップを含め9年以上継続登録した工場を対象とした。

なお、10周年祝賀会に合わせ、パンフレットを更新し、本制度の普及に努めた。

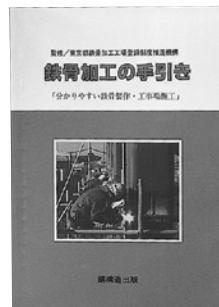


写真 1.2 テキスト「鉄骨加工の手引き」

1998(平成10)年8月受付けの第23次登録申請時に、審査委員会委員長の交代があり、藤本盛久から羽倉弘人に交代した。また、副委員長には、平野道勝が就任した。なお、同年12月3日には、日本溶接協会会長室において、永年の功績を表し、藤本前委員長に対して、東京都から感謝状が贈られた(写真1.3参照)。

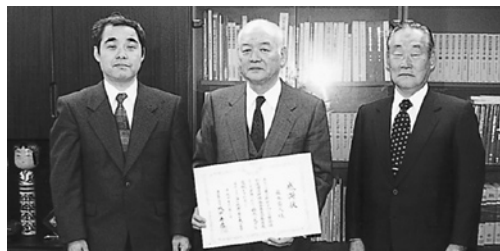


写真 1.3 藤本盛久氏(中央)への感謝状贈呈

1.5 今後の活動予定

1998(平成10)年6月12日、建築基準法の一部を改正する法律が公布された。今回の改正点は、
 建築確認・検査の民間開放
 建築基準の性能規定化など基準体系の見直し
 土地の有効利用に資する建築規制手法の導入
 中間検査制度の導入

などである。今回の改正は、本制度に大きく影響を及ぼす可能性があるため、省令等の交付などに注意を向けながら、社会のニーズに応えられるよう最善を尽くしながら業務を執り行っていく。